

推進区域の取組の進め方について

【概要】

○推進区域、モデル推進区域の設定

現行の地域医療構想の目標年である 2025 年が目前に迫っている。

国はその取組みを更に推進するため、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を **推進区域** 及び **モデル推進区域** として設定し、**区域対応方針の策定等** を通じた取組みの推進を図ることとした。

令和 6 年度中に地域医療構想調整会議で協議を行い、策定する

推進区域：各都道府県 1～2 か所
モデル推進区域：推進区域の中から
全国 10～20 か所

○広島県における区域の設定

- ・推進区域：**呉圏域**
- ・モデル推進区域：設定なし

○推進区域に求められる取組

- ・都道府県：令和 6 年度 地域医療構想調整会議で協議し、**区域対応方針を策定**。
令和 7 年度 策定した対応方針に基づく取組みを実施。
- ・医療機関：**区域対応方針に基づき、各医療機関の対応方針の検証**を行い、必要に応じて見直しを行う。

◆協議事項◆

呉圏域における取組みの進め方について、次のとおり提案する。

(1) 区域対応方針の策定

- ア 事務局で「区域対応方針（案）のたたき台」を作成する。
 - イ アを地域医療構想調整会議及び病床部会の各委員に書面で意見照会する。
 - ウ イを反映させた、「区域対応方針（案）」をとりまとめ、2月頃に開催する地域医療構想調整会議及び病床部会へ諮る。
- 必要に応じて再度整理し、当圏域の区域対応方針として合意を得る。

(2) 各医療機関の対応方針の検証

区域対応方針策定後、各医療機関に書面で照会する。

推進区域設定根拠

【設定要件】

- ①データの特性だけでは説明できない**合計病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
- ②データの特性だけでは説明できない**機能別病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
- ③再検証対象医療機関の対応状況として検証中又は検証未開始の医療機関がある区域
- ④その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる区域

(単位:床)

区分	R4年度病床機能報告 2025年病床数見込	地域医療構想の 2025年必要病床数	2025年に向けた 病床数の過不足	設定要件 該当	
	A	B	A-B		
広島県	高度急性期	4,426	2,989	1,437	
	急性期	10,581	9,118	1,463	
	回復期	6,583	9,747	△ 3,164	
	慢性期	7,329	6,760	569	
	病床計	28,919	28,614	305	
広島	高度急性期	2,564	1,585	979	
	急性期	4,480	4,242	238	
	回復期	2,605	4,506	△ 1,901	②
	慢性期	2,417	2,730	△ 313	
	病床計	12,066	13,063	△ 997	
広島西	高度急性期	232	156	76	
	急性期	354	410	△ 56	
	回復期	185	515	△ 330	
	慢性期	972	478	494	
	病床計	1,743	1,559	184	①
呉	高度急性期	306	287	19	
	急性期	1,293	858	435	②
	回復期	691	894	△ 203	
	慢性期	800	751	49	
	病床計	3,090	2,790	300	①
広島中央	高度急性期	238	122	116	
	急性期	675	672	3	
	回復期	618	678	△ 60	
	慢性期	812	669	143	
	病床計	2,343	2,141	202	①
尾三	高度急性期	353	242	111	
	急性期	1,159	905	254	
	回復期	851	991	△ 140	
	慢性期	817	726	91	
	病床計	3,180	2,864	316	①
福山・府中	高度急性期	699	524	175	
	急性期	2,069	1,691	378	
	回復期	1,418	1,840	△ 422	②
	慢性期	820	976	△ 156	
	病床計	5,006	5,031	△ 25	
備北	高度急性期	34	73	△ 39	
	急性期	551	340	211	
	回復期	215	323	△ 108	
	慢性期	691	430	261	
	病床計	1,491	1,166	325	①

①と②双方
に唯一該当

◆区域対応方針に記載する項目◆

様式例は「資料2-5 広島県における推進区域の設定について」参照

- 1 構想区域のグランドデザイン
- 2 現状と課題
 - ①構想区域の現状と課題
 - ②構想区域の年度目標
 - ③これまでの地域医療構想の取組について
 - ④地域医療構想の進捗状況の検証方法
 - ⑤地域の医療機関、患者、住民等に対する周知方法
 - ⑥各時点の機能別病床数
- 3 今後の対応方針
 - ①構想区域における対応方針
 - ②「構想区域における対応方針」を達成するための取組
 - ③必要量との乖離に対する取組
 - ④ ②及び③による取組の結果、想定される2025年の予定病床数
- 4 具体的な取組

◆区域対応方針策定後の流れ◆

- 令和7年3月 区域対応方針策定
- 令和7（2025）年度
 - ・区域対応方針に基づく取組み
 - ・各医療機関の対応方針（2025プラン）の検証、必要に応じて見直し
- 令和8（2026）年度
 - ・2040年に向けた新たな地域医療構想策定
 - ・保健医療計画中間見直し
- 令和9（2027）年度
 - ・新たな地域医療構想の取組み